

第 20 回長野県産業イノベーション推進本部会議 要旨

日 時：平成 30 年 3 月 20 日（火）

9 時 40 分 ～ 10 時 25 分

場 所：長野県庁 特別会議室

出席者：阿部知事、太田副知事、中島副知事、小林公営企業管理者、原山教育長、池田危機管理監兼危機管理部長、小岩企画振興部長、小林総務部長、米沢文化政策課企画幹兼課長補佐、清水健康福祉参事兼健康福祉政策課長、関環境部長、土屋産業政策監兼産業労働部長、内田雇用・就業支援担当部長、熊谷観光部長、北原農政部長、山崎林務部長、油井建設部長、松澤産業政策課長、竹花産業戦略室長、青木労働雇用課長、伊藤総合政策課長、草間こども・家庭課長、岩田建築技監兼建築住宅課長

<知事挨拶>

- ・本日の産業イノベーション推進本部会議については、規制改革を中心に議論を行う。
- ・新しい総合計画（しあわせ信州創造プラン 2.0）において「学びと自治の力で拓く新時代」を位置付けた。この学びと自治という考え方が、産業イノベーションに通じる概念だと考えている。
- ・この意図から、産業イノベーション推進本部会議の進め方自体を変えていかなければと、冒頭より問題提起をしたい。既に産業労働部を中心に検討してもらっているが、しっかり方向付けをしてほしい。
- ・これまで観光地域づくりをテーマとして規制改革の提案募集を行ってきたが、県の仕事はしっかり規制をかけて守るべきものは守るという役割がある反面、時代に合わない規制、地域の実状に合わないルールは積極的に見直すという、両面が求められている。
- ・この両面をしっかりと両立させていく上で、私が必要だと考えているのは、守る立場の部局もあれば、変えていった方がよいと考える部局もあることから、各部局が率直に意見交換すること。
- ・組織的に分業体制がしっかりし過ぎており、他の部局には若干、口出しづらい雰囲気があると思うが、こうした点を、是非、部局長が先頭に立って破壊してもらいたいと思っている。
- ・これは、ルールを破壊しろと言っているのではなく、しっかりと対話をして進むべき方向性を見いだすというプロセスにおいて、互いの垣根を無くしてもらいたい。こうした

点を念頭に、本日の検討をしてもらいたい。

<議事（規制改革提案に対する対応策について）>

（産業政策監兼産業労働部長）

- ・それでは、議事「規制改革提案に対する対応策」について説明願いたい。

（総合政策課長）

- ・資料1-1を御覧願いたい。前回、9月の産業イノベーション推進本部会議において、規制改革提案ボックスに寄せられた提案21件を報告させていただいた。
- ・その後、知事の話にもあったように、制度を所管する部局と、施策を推進していく部局とで調整をしてもらっている。
- ・2の表のとおり、重点テーマ「観光地域づくり」として16件、その他で5件、計21件が寄せられ、うち1件が取下げられたことから、20件の提案をいただいている。
- ・この20件のうち、右側から、直接的には規制改革提案ではないが、意見をいただいたものが5件。さらに残りの15件のうち、部局間の検討を受けて本日議論できるものが3件、引き続き部局間で検討を進めていくものが12件となる。
- ・資料1-2を御覧願いたい。意見をいただいた5件のうち、重点テーマの「観光地域づくり」について3件、「その他」として2件である。
- ・まず、ひとつめは、諏訪湖エリアでの観光資源の再整備として、諏訪市の立石公園における観光スポットとアクセス道路の整備、言わば施策要望となっている。これについては地元諏訪市とも協調しながら進めていく対応とした。
- ・続いて、二つめ、三つめについては、地域未来投資促進法に関連して、観光の位置づけをとの要望となる。対応の概要のとおり、昨年度10圏域にて基本計画が策定されており、全て観光分野が位置付けられていることから、各種支援措置を十分活用願いたいとの対応とした。
- ・四つめについては、このモデル事業に係る講師単価が、1時間当たり6,400円と、実態に合っていないことから単価引上げを要望するもの。これについては、県予算により、一律の単価を決めているが、個別の実情に応じて対応するとした。
- ・最後に、公文書や申請書類における西暦への統一との要望である。本県においては発出する文書には元号と西暦を併用し、また、申請書類については西暦のみでの対応がされておることから、実態としては提案の趣旨が実現されている。
- ・以上の5件については、今後、施策を進めていく上での参考とさせていただく。

（産業政策監兼産業労働部長）

- ・続いて、検討了とした3件についての対応策（案）について順次説明をお願いします。資料1-3に基づいて、まずは建築技監からお願いしたい。

（建築技監兼建築住宅課長）

- ・資料1-3の重5を御覧願いたい。提案内容については、歴史的建築物をホテルとして活用するため、建築基準法の適用除外とする条例の制定についてである。
- ・次のページを御覧願いたい。提案の具体的内容としては、軽井沢町など各市町村、若しくは長野県において、建築基準法に基づく「その他の条例」を定めることにより、歴史的な価値がある建築物を建築基準法の適用の除外とするものである。

- ・提案理由については、歴史的な建築物を利用するため、現在の建築基準法により防火上、構造上の多大な経費負担が必要であるが、建築基準法上の例外の対象となるよう、条例制定を求めるものとなる。
- ・資料の対応策（案）に記載のとおり、分類としては「県で検討」とした。記載のように、現在、10の自治体、京都市、横浜市、神戸市等において、こうした条例が定められている。
- ・こうした歴史的建築物を活用していくことは非常に重要である一方で、どの程度、防火上、構造上における安全基準を技術的に位置付けるか、この辺の検討をさせてもらいたい。
- ・次のページを参考に御覧願いたい。建築基準法第3条第1項の1号、2号については、国宝や重要文化財、具体的には松本城、善光寺、旧三笠ホテル等が、既に建築基準法の適用除外になっている。
- ・それ以外については3号により、文化財保護法に基づく条例、若しくは独自条例によって、右側に記載のとおり現状変更の規制、若しくは保存のための措置が講じられている建物について、建築審査会の同意が得られれば適用除外となる。
- ・課題に記載のとおり、どの程度の安全性を確保すべきか、国にてガイドラインを作成予定とあるが、先週の3月16日（金）にガイドライン策定の通知を受けている。
- ・県内における適用除外の状況については、いずれも文化財保護法により、安曇野市ほか市条例に基づいて対象となった事例がある。

（産業政策監兼産業労働部長）

- ・続いて総合政策課長から願います。

（総合政策課長）

- ・続いて、どぶろく特区について。年間の醸造見込量が、酒税法で定められた最低6キロリットル未満であっても、特区内で農業者自らが作ったお米を仕込んで自ら経営する、例えば農家民宿などで提供するのであれば、酒造免許が取得できる「どぶろく特区」について、ワイン特区等含めて長野県内に現在20件、どぶろく特区だけで県内13件が認定されている。
- ・提案者の要望は、民宿を営む経営体が法人の場合、法人自体が農業者でないと免許取得ができないことへの改善。農業者で法人となると、農業生産法人、最近制度が変わって農地所有適格法人のみが対象となる。
- ・それ以外、例えば有限会社のような場合であっても、その会社の構成員の中に農業者がいれば、特区の対象となる要件を満たすこととできないかとの提案になっている。
- ・これについては、様々な形態があろうと思うが、産業振興や観光振興に役立つことから、提案の趣旨を踏まえて、農地所有適格法人以外の法人であってもその構成員の範囲が農業者であれば、どぶろく特区の対象となるよう、次回の規制改革ホットラインの集中募集期間（例年6月又は7月）において提案していきたい。
- ・ただし、例えば税の公平性、品質の確保という問題もあることから、内容の精査をしつつ、提案に向けて進めていきたいと考えている。

（産業政策監兼産業労働部長）

- ・続いてこども・家庭課長から願います。

(こども・家庭課長)

- ・保育所の居室面積基準の緩和についての提案である。提案の具体的な内容はアンダーライン部分の、国において保育所に係る居室面積基準の要件の緩和が実現された場合には、長野県における面積基準も緩和してもらいたいとのこと。
- ・理由としては、近年の3歳未満児の受入れ増加等に伴って待機児童の発生の可能性が高まる中、一方で将来的には子供の数が減少することが見込まれることから、新規の施設整備が不合理であることから、一時的に居室の面積要件を緩和することにより、待機児童を発生させないというものである。
- ・現行制度は、「制度の現状」に記載のとおり、児童福祉施設の設備及び運営の基準については都道府県条例で定めることとされており、面積基準については、厚生労働省令で定めるいわゆる「従うべき基準」となっている。
- ・具体的には、2歳未満児の乳児室は一人当たり1.65㎡以上、ほふく室が一人当たり3.3㎡以上と国の基準として定められている。
- ・一方で、待機児童数や土地価格といった条件下で厚生労働大臣が指定した地域に限り、一時的な措置として「従うべき基準」を緩和した内容で、各都道府県の条例を定めることができる。現在、東京、神奈川、大阪など7都府県の40市区が指定されている。
- ・3の対応策(案)としては、省令が改正された場合には、市町村の基準が緩和されるよう、市町村と協議の上、県条例の改正について検討してまいりたいと考えている。

(産業政策監兼産業労働部長)

- ・以上の説明について質問、意見等があれば、願います。

(公営企業管理者)

- ・歴史的建築物関係について、条例制定による効果は観光部関係となるのか。

(観光部長)

- ・一昨年示された、国の「明日の日本を支える観光ビジョン」の中でも、柱の一つに歴史的建造物を利用したインバウンド誘客との記述がある。
- ・長野県においては歴史的な資産が数多くあることから、観光部としても、誘客できる可能性を生かして、建物の防火や耐震性、安全性を確保したうえで、是非とも誘客ルートに入れていきたいと考えている。

(公営企業管理者)

- ・今の説明のとおり、国としても地方としても効果があるとの前提に対して、この対応策では、安全性が確保できないから今はできない、国がやるならやるといった平板な記載になっている。
- ・これでは、なぜ10自治体で条例制定ができていないのか分からない。この10自治体に何らかの課題があるのか一言も記載がない。規制改革を県が率先して行おうとしているにも関わらず、後ろ向きの記載で果たしてよいのかと感じる。

(建築技監兼建築住宅課長)

- ・条例制定に向けたガイドラインが先週配布されたのだが、非常に分厚い資料のため、未だ読み切っていないため、現時点ではこうした記載になっている。決して行わないとの意味ではない。
- ・対応する前提として、条例でどこまでできるのかに加えて、技術的な基準を専門的な見

地により今後検討していかなければならないと考えている。

- ・全国で事例として、県では兵庫県が1件だけあるが、景観条例の中に位置づけており、未だ適用事例がないとのこと。ほかは、歴史的建造物を有する市町村が多い。このことから、県で制定すべきか、市町村と相談しながら、今後進めていきたい。

(公営企業管理者)

- ・今の内容を記載すべきであり、このままの記載ではやはり後ろ向きと取られかねない。
- ・観光部長の発言のとおり、長野県とすれば歴史的建造物をどうするか。観光面でどう考えるか。一方で課題としては何があるか。既に実施している他県を検証して、できる限り早期実施に向けて検討を進めるとの記載なら理解できる。

(産業政策監兼産業労働部長)

- ・この対応策については、ホームページにて公開されることであることから、今の議論を踏まえて、総合政策課と建設部で表現を調整することとしたい。姿勢を明確に示せる表現とするようにしていただく。
- ・ほかの2点、どぶろく特区、さらに保育室等の居室面積基準の緩和について担当部局からコメント願いたい。

(観光部長)

- ・観光については、団体旅行から個人旅行に移行しており、また、農家民泊はじめ民泊などが広がってくる状況において、地産地消の振興や、郷土の歴史・文化、伝統文化の伝承、地域ならではのストーリーを伝える重要なツールとして、地酒やワインが注目されている。
- ・さらに伝統的なものとして、どぶろくなどが期待できる。例えばリニア中央新幹線開通に期待している伊那谷においては、シードルバレーにしようといった動きもあり、シードルとなれば今後農家が作り始めることも期待できる。是非、一緒に進めていきたいと考えている。

(雇用就業支援担当部長)

- ・待機児童については、年度当初は全て保育所に預けることができても、年度途中で保育所が変わるときに、なかなか預け先が見当たらないといった話があったと聞いている。
- ・それぞれの働き方に着目して、働き方改革を進めていく、またはライフスタイルに合った様々な制度や設備を整備していくに際して、保育所の選択肢が増えるということは非常に好ましい。
- ・居室環境の悪化には当然ながら考慮しつつ、しっかり進めていただきたいと考えている。

(産業政策監兼産業労働部長)

- ・知事いかがか。

(知事)

- ・全体的に後ろ向きになっている。説明を聞いても、やりたいのか、やりたくないのか、やった方が望ましいのか、もっと責任を持ってほしい。
- ・国が何かしたらやるでは、全く主体性に欠けているのではないかと言わざるを得ない。
- ・どぶろく特区については、当然な提案だろうと思われる。細かいことを国が決め過ぎている。
- ・歴史的建造物に関する提案についても、国がガイドラインを示したら、それを唯々諾々

と従うという発想は金輪際捨ててもらいたい。

- ・もちろん安全性等については考えなければならないが、いつも国が考えてくれて、それに従えば我々は免責されるという発想を是非変えてほしい。むしろ国に対して、国の言うとおりにやることで、地域振興が阻害され、施設の有効利用が阻害されるのなら、それに逆らってもらいたい。それが自治である。
- ・学びと自治に関して、自治はやはり自分たちがルールを決めてそれでやっていくものである。あまりにも霞ヶ関の指導に従うことに慣れ過ぎている。これを変えることが規制改革の趣旨だと私は思っている。
- ・せっかく国が規制改革提案を受け付けることに対して、地方の側の発想がこういう状況では、地方分権は夢のまた夢だと言わざるを得ない。
- ・こうした点からして、自ずと表現ぶりも変わってくる。例えば待機児童の提案については、厚生労働省令が改正された場合とあるが、改正してほしいと言うべきではないのか。
- ・人がやってくれたら、それに従うという発想では、全く主体的な自治体とはいえない。それなら国の出先機関としたほうが、よほど効果的な行政ができるが、それは全く違うであろう。
- ・また、国は全国を意識しているので、この面積基準が地域の実態に合ったものなのか、もう少し掘り下げて検討したうえで、国に対してストレートな意見を言わなければならないのではないか。
- ・待機児童については、長野県の場合はこれまで原則発生してこなかったが、今後発生する可能性、例えば一時的な需要の高まりに対する備えに関して、過剰な設備投資ができないような切実な市町村の訴えである。
- ・一時的な免責要件として、微妙に基準を超えてしまう際に、ルールどおり子供を受け入れない選択を取るのか、特例的に受け入れるのか、県民の意見とすれば、ほとんどが受け入れなのではないだろうか。
- ・資料に、面積基準の記載がないので明確には分からないが、子供たちの居室環境がかなり劣悪な環境になり、どうしようもない状況になるのか確認の上で、市町村と一緒に国に対して問題提起をすることが本来のあるべき姿ではないかと思う。
- ・他人事になっていて市町村の思いや、子供を預けなければならない県民の皆さんの声には、全く応えていない、全く期待外れの対応案だと言わざるを得ない。この点、是非共有して、改善してほしい。
- ・ほかにも提案があるが、同様な対応であれば、長野県として規制改革を行う気があるのかと批判されても仕方がない。しっかり各部局で考えてもらうよう、こうした考え方を一層徹底してもらいたい。

(総合政策課長)

- ・積極的な内容に文言を修正した上で、ホームページに公開させていただきたい。

(産業政策監兼産業労働部長)

- ・今回、対応策を掲げている3件については、方向性は了解いただいたものとして、また、各意見をしっかりと受け止めて実施していくことでいかがか。

(一同)

(特に意見無し)

<報告（国家戦略特区提案について、地方分権改革提案について）>

（産業政策監兼産業労働部長）

- ・続いて報告事項である。国家戦略特区提案、及び地方分権改革提案について総合政策課長から説明を願う。

（総合政策課長）

- ・既に報告した内容のフォローアップという位置づけで報告したい。
- ・資料2を御覧願いたい。国家戦略特区提案については、昨年7月に外国人農業人材の就労について国家戦略特区の提案を行ったところ、その後、内閣府から外国人農業人材のみではなく、さらに大きくくりにして長野県らしさを加えて提案した方がよいというアドバイスを受け、昨年12月に資料記載のようにパッケージとして提案した。
- ・新たな5か年計画（しあわせ信州創造プラン 2.0）において、中山間地において新しい価値を見いだし、クリエイティブ・フロンティアとして位置付けており、人づくりに焦点を当て、高度人材、海外人材の育成、活用を行い、さらにAIやIoTなど近未来技術の導入、促進という二つのストーリーでパッケージしたうえで、規制改革案として6件、これまで提案した外国人材の育成・活用を加えて提案している。
- ・本年2月9日の国家戦略特区ワーキンググループにおいてヒアリングを受けており、企画振興部長がプレゼンを行った。
- ・この提案に対して、具体的な比較、データ提供を要請されているので、整理の上、再度国へ回答する予定であり、各部に協力願いたい。
- ・さらに資料3については、地方分権改革提案として、先般報告したものとなる。昨年6月に、県単独で5件、共同提案で4件、計9件を提案したところ、昨年12月に国の方向性が示されたので、資料の結果欄に記載した。
- ・ひとつ目のひとり親家庭等への学習支援に関しては、ふたつの制度の一本化を提案したところ、国としては、一本化は難しいが申請の際の効率化を図るよう平成30年度中に示したいとされた。
- ・二つ目、三つ目については、農地転用の8年ルールの緩和を提案したが、対応が難しいとされた。
- ・また、四つ目の二級建築士試験等に係る事務手続の簡素化については、合格判定基準を県の建築士審査会に諮問するルールの廃止を提案したところ、諮問は省略し、事後報告とすることも可能との回答をいただいた。
- ・続いて、介護福祉士受験資格に際して、福祉系高校での単位を通算してほしいと提案したところ、平成31年度中には結論を出したいとの回答を得ている。
- ・また、以下4件の共同提案については、それぞれ対応するとのことである。

（産業政策監兼産業労働部長）

- ・報告事項について質問等あれば、願います。

（知事）

- ・この地方分権改革への提案に対する国の対応は、見込みのとおりと受け止めてよいのか。

（総合政策課長）

- ・農地転用関係がなかなか難しく、国側は解決済みとの立場であり、なぜ提案してくるの

かといった感覚のようである。観光振興や、地域の活性化の観点から、引き続き動向を見ながら対応していくしかないと考えている。

(農政部長)

- ・ 8年未経過の点については、農水省に対して担当レベルでは話をしている。しかしながら、農地法などガードが固い部分があり、既に過去、規制緩和等をしていることから、農水省の担当者の感覚としては更なる緩和についてはもう少し時間をかけて対応してほしいとのこと。いずれにしても、農水省側にも粘り強く要望していきたい。

(知事)

- ・ 地域振興を考えると、相当なネックになっている。
- ・ 農政部長はその規制を守る側だが、産業振興の観点ではこれでよいのか。農政部側では、農地は守らなくていいとか、事業を行うために変更してよいとかは言えないだろうけれど、県全体から見たときにはいかなものか。

(観光部長)

- ・ 8年という設定が果たして現在のスピード感から適切かどうかという問題がある。さらに、前提として、各市町村の土地利用が、市町村ごとのランドデザイン、いわゆる総合計画とマッチしているかという、根本的な問題もあると思う。

(農政部長)

- ・ 農地の土地利用、市町村による土地利用などにおいて、どの程度の影響があるか勘案したときに、もう少し緩和してもいいのではないかと考えられる場合もあり、農政部としても粘り強くやっていきたいと思っている。

(知事)

- ・ ひとり親家庭等への学習支援の件についても、全く我々が期待している回答になってないにも関わらず、そのまま了解と受け止めるのはよろしくないのではないか。
- ・ やはり、おかしい、変えてほしいということをもっとしつこくやらないといけない。
- ・ また、各省庁も悪気があって規制をかけているわけではないはずであり、個別法の趣旨、目的により、その観点から望ましいとの判断をしており、善意で行なわれていると思うのだが、他の分野との調整の観点では、あるいは地域の現場では、いささか不合理ではないかと、言っていかなければならない。
- ・ また、資料1-3の三つの提案については、具体的な踏み込みが非常に足りない。これでは国側が、分かったとは絶対に言えないと思う。やはり、まず心が込もっていない。また、具体的な事例がもっと明確にならないと、単に変えてほしいと言われても絶対に変えないと思われる。
- ・ 厳しいことを言うが、心が込もっていないし、本当にやる気があると感じられない。もっと具体的な実態やデータを示して、ここのルールは変える必要があると真摯に訴えなければいけない。粘り強くやらなければいけないし、やり方、戦略も変えなければいけない。
- ・ 何よりも、県の組織のためにやっているのではなく、究極的には県民のためにやっていることであり、しっかり対応していくことが重要であろうと思う。
- ・ 「学びと自治の力で拓く新時代」という総合計画をスタートさせるに当たって、規制改革とか地方分権は極めてコアな概念なので、かなり厳しく問題提起した。是非こうした

立場に立って、それぞれの部局でしっかり取組を考えてもらいたい。

(観光部長)

- ・提案したいのだからいかがか。

(産業政策監兼産業労働部長)

- ・どうぞ。

(観光部長)

- ・認識が共有できない点としては、提案概要、制度の現状と対応策としているが、特に制度の現状については、知事の指摘のとおり、こうなっているとの記載しかない。
- ・例えば、どぶろく特区については、なぜ6キロリットル未満を、農業者がその店で出す場合にだけ認めているのか。その背景、すなわち規制をなぜかけているのか。例えば税の捕捉ができないのか、それとも健康を害するような酒類を作ってしまうてはいけないとか、なぜ規制がかかっているのかといった考え方を、国の現状における考え方を書いておくこと。
- ・そうすることにより、知事の指摘した、考えるヒントになってくるのではないか。時代遅れではないか、産業振興の観点からすると規制が厳しすぎるのではないか、8年未経過も同様と思うが、8年程度は使ってもらわないと困るといった記載がされていない。
- ・やはり、制度の現状をバックグラウンドとして書いた方が、考えるヒントになろうかと思う。

(産業政策監兼産業労働部長)

- ・報告案件については、ただいまの意見も踏まえ、今後その問題意識を持ち、引き続き検討、対応していくこととしたいがいかがか。

(一同)

(特に意見無し)

(産業政策監兼産業労働部長)

- ・最後にその他について、事務局からは特にはないが、出席者からの皆様から何かあればお願いします。

(一同)

(特に意見無し)

(産業政策監兼産業労働部長)

- ・以上をもって産業イノベーション推進本部会議を閉会とする。次回の本部会議については、産業イノベーション推進本部のあり方について、各本部員の意見を聞きながら方向性を見定めた上で、来年度の早い段階での開催を考えている。
- ・以上で閉会とする。

<終了>